

アメリカ合衆国における政教関係と憲法起草者の意思

佐藤圭一

目次

- 一 はじめに
- 二 諸判決における起草者意思の援用
 - ① モルモン教事件
 - ② 「国教禁止条項」と編入問題
 - ③ 日曜祝日遵守問題
 - ④ 祈禱事件
 - ⑤ 聖書朗読事件と国の「宗教的中立」の原則
- 三 *Reynolds* 判事の見解
- 四 起草者意思援用の意義と問題
- 五 むすび

一 はじめに

かつて(一九四七年)、W. Rutledge 連邦最高裁判事は「合衆国憲法の如何なる条文も修正第一条の宗教条項ほどには、この国の歴史が反映されたものはない」と述べた。⁽¹⁾ Rutledge 判事の見解を待つまでもなく、およそアメリカにおける church-state に関連した事件・問題では、連邦最高裁は元より、その他下級裁判所や学者、マスコミまで含めて、その根拠規定である修正第一条の制定に至る歴史、それも起草者の意思に言及するケースが頻繁である。

その原因の一つとしては、種々雑多な人種・民族の集合体であるこの国の特殊事情が、その歴史こそ国民としてのアイデンティティーの源であるとの意識を一般化させ、それにより各々の見解の正当性を史的妥当性に依拠して導き出そうとする人々の共通した認識が挙げられる。

もちろん、アメリカにおける教会と国家の関係は修正第一条の所産ではなく、当時の教会と国家の関係を反映したものである。従って、宗教条項⁽²⁾の制定は、教会と国家の關係に制度的確認を与えたものといえる。このことから、それをもたらした歴史的状況や形成過程、そして起草者意思の確認が、法解釈上、極めて重要視されるのである。

しかしながら過去は不可知であるように、歴史の浅いアメリカでさえも真実の構成などは不可能に近い作業となる。よって、過去の事象を史的文脈において如何に理解するかについては、不可避的に主観的解釈の可能性を否定できない。例えば、父祖 T. Jefferson が用いた言葉に淵源し、従ってアメリカにおける教会と国家の關係を象徴するものとして正当化された「分離の壁」についても、その形状や素材については「鉄壁」⁽³⁾という解釈が示される一方、「緩や

かな曲壁⁽⁴⁾』といった指摘もなされているのである。

そこで本稿では、最初に過去の連邦最高裁判決の中から起草者意思がどのように援用されたかを概観する。次に起草者意思援用に関する W. Rehnquist 現連邦最高裁首席判事の見解を考察し、最後に今日的視点から援用の意義と問題点について言及してみたい。

二 諸判決における起草者意思の援用

① モルモン教事件

起草者自身による修正第一条（国教禁止条項）の範囲と効果に関する公権的宣言として最も頻繁に引用されるのは、前述したように Jefferson が一書簡の中で記した「教会と国家の間にある分離の壁」であろう。一九四七年の *Everson* 判決において H. Black 判事が述べた（多数意見）「修正第一条は教会と国家の間に分離の壁を打ち立てた。その壁は高く、しかも堅固に保たなければならない。我々は僅かな裂目すら黙認することは許されない。」⁽⁵⁾は連邦最高裁の公式的理論として以降の厳格分離主義興隆の理論的支柱としての役割を担ったのである。

ところで、Jefferson の筆ゆえに起草者と見做され、アメリカの政教分離原則を規定する理念としてしばしば引用されるこの書簡も、連邦最高裁が判決理由の中で初めて用いたのは *Everson* 判決から遡ること六十九年前の *Reynolds* 判決においてであった。但し、それはあくまで同書簡を引用したという形式的先例としての制限的意味合いを持つに留まるところ。（*Reynolds v. United States*, 1878.）

アメリカ合衆国における政教関係と憲法起草者の意思（佐藤）

この裁判は、一夫多妻が宗教上の義務であるとするモルモン教の教義に対し、その行為を一般社会のモラルをもって規制することが、宗教活動の自由を制限することになるか否かで争われた。多数意見を代表した M. Waite 判事は J. Madison の「請願と抗議」(Memorial and Remonstrance Against Religious Assessments, 1784) に言及した後、Jefferson の書簡のほぼ全文を引用し、⁽⁹⁾ 次のように結論した。「…議会は宗教的信念や見解に対する如何なる立法権も持ち得ない。しかしながら社会的道義に背いたり、或いは善良な秩序を破壊する行為に関与することをも妨げるものではない。」⁽⁷⁾これは宗教上の信条に由来するものであっても公序良俗に反する場合には、社会公共の利益保護の立場からの制約が課せられることの合憲性を判示したものである。かかる判旨を Jefferson 書簡と関連付けてみれば、「教会と国家の間にある分離の壁」を修正第一条の目的として捉えた後年の Everson 判決とは相違し、当該判決では「分離の壁」云々の前の一節、即ち「政府の立法権は行為のみに及び、個人の見解までは及ばない」に論拠としての重要な意味と内容を求めたと判断される。

Reynolds 判決は起草者の一人と目される Jefferson の意思に訴えることにより、合理的目的に基づく宗教行為の規制を正当化した一例である。⁽⁸⁾

② 「国教禁止条項」と編入問題

周知のように、修正第一条を含む権利章典が連邦憲法に付加された理由は、起草者が中央政府の権限強化に反対するアンチ・フェデラリストの要求を受け入れたことによる。そのため章典に例示的に記された権利は専ら連邦政府の権限乱用を阻止するための保障であって、州の行為を制限するものではないと考えられていた。一九三三年 J. Marshall 連邦最高裁判事はこのことを次のように確認している。「修正条項には州に対する適用を迫るような文言は含ま

れていない。従って裁判所は権利章典を州に適用することはできない。」⁽⁹⁾ よって、修正第十四条が批准される以前には殆どの州で公認教会が存在していたという歴史的事実は、起草者がそれを容認していたことを意味している。一八八八年 J. Brice は「アメリカ共和国」(The American Commonwealth) の中で修正第一条について以下のように記している。(修正第十四条の批准は一八六八年)「修正第一条(連邦憲法第六条三項『宗教上の宣誓の禁止』と共に)は連邦政府のみに影響を及ぼし、決して州を拘束するものではない。圧政に対する一般的保障は留保されるが、宗教上の事柄は連邦政府の権限の及ばない州の裁量に委ねられている。」⁽¹⁰⁾

修正第十四条の制定は、修正第一条に示された宗教の自由保障を含む連邦の権利章典の規定を州に適用できるか否かという、いわゆる編入論争を引き起こした。一九四〇年の *Cantwell* 判決では連邦最高裁が「修正第十四条に具体化された自由の基本概念の中には修正第一条で保障された自由が含まれる。」と判示し、連邦最高裁として初めて修正第一条「自由活動条項」が州に適用されることを明らかにした。しかしこの判決では修正第一条並びに修正第十四条の制定過程や両条項の関わりについての史的分析が為されていない。また、起草者意思に関する裁判所の見解が示された訳でもない。

「国教禁止条項」の州への適用については見解が分かれている。O'Neill, James Cowin, Edward に始まり、A. Scalia 現連邦最高裁判事そして後述する *Rehnquist* 首席判事等々によって今なお根強い反対意見が示されている。

「国教禁止条項」の州適用の契機となったのは一九四七年の *Everson* 判決(教区学校へ通う児童の親への通学費償還計画の法適合性をめぐる訴訟)における連邦最高裁の解釈にあった。Black 判事(多数意見)が次のように言う。「本裁判は修正第一条の規定が Jefferson の『ヴァージニア信教自由法』と Madison の『請願と抗議』と、同じ目的

意識に立ち、宗教的自由に対する政府の侵害からの保障の設定を意図したものであることを認定する。⁽¹⁴⁾そして「修正第一条の国教禁止条項の制定は、初期のアメリカ市民の宗教的自由を守ろうとする熱烈な願望を反映したものである⁽¹⁵⁾」と断定している。また Rutledge 判事(少数意見)も「ヴァージニアの指導者である Jefferson と Madison の書簡と書物の中に修正第一条についての反駁を許さない内容の確定を認めることができる。」⁽¹⁶⁾と Black 判事と同様の立場に立つと共に、以下のように述べている。「修正第一条の『国教禁止条項』と『自由活動条項』とが相関関係にあり、しかも同一の考え方を意味しており、一つの偉大な、そして基本的な自由の異なった面を示している。」⁽¹⁷⁾ (Everson v. Board of Education of Irving Township, 1947.)

この時点で連邦最高裁は二つの条項が共に宗教的自由確保のための共同保障条項との認識に立ち、「国教禁止条項」を修正第十四条の保障する自由の概念に含ませるといふ新しい解釈を採用するに至った。但し、修正第十四条の起草者が果たして同第一条に明記された「連邦議会」を「州」に置き換える意図があったか否かについては今も賛否両論があり、その意図の存在を積極的に肯定する Black・Rutledge 両判事の見解には異論も強い。また、連邦最高裁は「ヴァージニア州法」の起草者の意思と連邦憲法のそれとを同一に扱っているが、このことは制定に至るまでの両者の全く異なる歴史的背景や環境を混同しているとの批判を免れない。

加えて、Black・Rutledge 両判事とも「国教禁止条項」に関しては、共通の起草者の意思に依拠して厳格な政教分離の立場に立っているにも拘らず結論では異なっている点に留意しなければならない。(Black 判事は自由な宗教活動の保障の面から通学費償還を合憲としている。他方 Rutledge 判事はそうしたプログラムが起草者の禁じる宗教への援助であるとの観点から違憲と判断する。)

③ 日曜祝日遵守問題

一九六一年、連邦最高裁は日曜休業法の憲法上の有効性を審査した *McGowan* 事件を代表とする四つの事件の全てに合憲判断を下した。⁽¹⁸⁾ そのうちの二件は「国教禁止条項」違反が、他の二件は「自由活動条項」違反が争点となった。E. Warren 判事（多数意見）は「歴史からの論証」として、その憲法適合性を大要以下のように述べる。「日曜休業法は起源的には宗教的目的（安息日遵守）を持つものであったが、今日では同法は単なる毎週の休息の日を定める法律として既に世俗化している」⁽¹⁹⁾と。

確かにキリスト教信仰者が大多数を占めるこの国において多くの人々が自発的に選択する日を休息の日として強制することは社会一般の福祉の要請という面からも現実的であり、その意味からも一定の合理性を持つと考えられる。しかし、裁判所が宗教性を否定しない休息日を、宗教上の理由によりその遵守を拒否する人々をも強制することが修正第一条の制定目的に適合するといえるか問題である。また Warren 判事は判決の中で「『国教禁止条項』の制定過程からみれば、修正第一条は単に教会を公認化するための連邦議会の立法を禁じているだけでなく、宗教の公認化に関するあらゆる法を禁じている」⁽²⁰⁾と主張しているように、「国教禁止条項」を広義に解釈する立場（厳格分離）を明らかにしているのである。

判決では、再び、ヴァージニア州における安息日法案に関する起草者意思を、修正第一条のそれと同一のものと見做すといった歴史の推定が行われている。Warren 判事は合憲理由を次のように説いている。「修正第一条の起草者である Madison はヴァージニアの国教体制を全廃するための宣言の発動を求めていた。…この願いは信教自由法案が可決された一七八五年に遂に現実のものとなった。…そしてその同じ年に Madison は安息日破りに対する罰則法

アメリカ合衆国における政教関係と憲法起草者の意思（佐藤）

案 (A Bill for Punishing Sabbath Breakers) をヴァージニア議会に提出している。：同法案は翌年施行するが、Madison が修正第一条の審議に入っている間に同法は如何なる変更も加えられていない。(21) (MacGowan v. Maryland, 1961.)

④ 祈禱事件

一九六二年、連邦最高裁は州 (NY) 教育委員会が作成した祈禱文の使用を公立学校に奨励することは宗教の公認化を禁じた修正第一条に抵触するとの判断を下した。

多数意見を代表したBrennan判事は以下のように言う。「国教禁止条項は自由活動条項と異なり、公の宗教を樹立するような法律の定立があった場合には、国家から個人への直接的強制の有無に拘らず同条項は侵害されたものと見做す。：国教禁止条項は起草者の次のような原則の表明である。宗教とは執政官の不浄な悪用を許さないほど個人的で、神聖な、そして清浄なものである。」(22)

ここでも裁判所による建国史並びに憲法起草者意思の解釈とその援用が問題解決の確定的要素を構成している。

祈禱違憲理由は次のような歴史認識の披瀝から展開されている。

「宗教的儀式のために政府が作成した祈禱書を強要したことが、初期植民地人の多くが英国を離れ、アメリカに宗教の自由を求めた理由の一つであったことは歴史の示すところである。政府の指導で作成し、そして議会が許可する祈禱書は国教であり、それには税金で支えられた英国国教会の中で使用しなければならない祈禱、並びにその他の宗教儀式についての所定の形式と内容が詳述されている」と。(23)

更にBlack判事は続ける。「英国国教会に最も激しく反対した筈の幾つかのグループが、彼等自身の祈禱書を法律

に書き入れるため、この国の植民地政府を自らの手で治めた時に、自らの宗教を伝播することを目的として各植民地で国教法を通過させたことはこの国の不幸な歴史的事件であった。⁽²⁴⁾

そして修正第一条の制定理由を以下のように結論した。

「政府の権力と威光が祈禱の種類を規制したり、支持したり、或いは影響を与えることがないための保障として、また国民の宗教がその時々々の選挙により選出される政権の圧力の対象とならないための保障として憲法に付加された。」⁽²⁵⁾

またBlack判事は祈禱の文言が短く、「(“Almighty God, we acknowledge our dependence upon Thee, and we beg Thy blessings upon us, our parents, our teachers and our Country”) しかも特定宗派に偏っていないことから宗教的自由侵害の危惧はないという意見に対しては、その反論を再び起草者意思の援用に決定的に依存するこれまでの手法を踏襲している。即ち、Black判事はMadisonの「請願と抗議」の一節を少しの加筆修文なく原文のまま引用し、Madisonの文言により政教分離原則に対する細やかな侵害が国教樹立へと拡大発展する危険性を次のように表している。

「…一つの国教の維持のために、市民に対し彼等の財産の中から三ペンスの寄付を強制できる権威が、あらゆるケースにおいて市民を他の国教へ従属させることも可能となることを理解できない人が在るだろうか。」⁽²⁶⁾ (Engel v. Vitale, 1963.)

⑤ 聖書朗読事件と国の「宗教的中立」の原則

Engel判決の翌年、各公立学校の毎日の始業時間の前に、聖書から少なくとも十節の聖句を朗読することを要求すアメリカ合衆国における政教関係と憲法起草者の意思(佐藤)

るペンシルヴェニア州法、同じく聖書からの朗読と主の祈りを朗唱することを規定した法律をメリーランド州ボルティモア教育委員会が採用したことの合憲性が争われた。両事件は合同して *Schempp* 事件として審理されたが、当該判決において連邦最高裁はこれらを国の行う宗教行事と認定し、修正第一条「国教禁止条項」違反を宣告した。

(*Abington Township School District v. Schempp*, 1963.)

多数意見を代表した Clark 判事は、再びアメリカの歴史に依拠し、公的宗教慣行の淵源を建国者の信仰心に求めながら次のように述べている。「建国の父祖達が神の存在と、人間の不可譲の権利は神により根付いているのだということを一途に信じていたという事実はメイフラワー契約から合衆国憲法それ自体までの様々な彼等の文書の中に明確に示されている。こうした背景は今日でも公共生活の中で、例えば宣誓の末尾で大統領から市会議員まで *So help me God* という誓いの文言を交わることなく用いられていることから明らかである。また、本裁判所も開廷を廷吏が最後に神の恩恵を祈る文言で結ぶ短い儀式により宣せられている。」⁽²⁷⁾

続いて、Clark 判事は、ここでもこれまでの判例に倣って、憲法起草者である Madison の「請願と抗議」を引用しながら、アメリカ人の宗教的特性を以下のように明らかにしている。「つい一年前実施された公的調査は国民の六十四%が教会員であり、他方どの宗教をも告白しないのは三%以下に過ぎないことを示している。従って、今日でも我々国民の生活は、Madison の言葉によれば、宗教課税に反対する請願と抗議にあるように『至高なる宇宙の立法者とその祝福に値するように人々をあわゆる施策に導かれるように(国民が)熱心に祈るといふ』、宗教的な国民を反映していると極めて明確に言うことができるのである。」⁽²⁸⁾しかしながら Clark 判事はこうしたアメリカの独特の宗教性や歴史について言及しつつも、その反映としての公的宗教慣行についての明白な憲法判断を行っている訳では

ない。代わって同判事は前年の *Engel* 判決でも用いなかった中立の概念を採用している。「この判決が述べる健全な『中立』とは、強力な教派やグループは州或いは連邦政府の公的支援を一つのまたは全ての正説と考えられる教義の背後に据えることを目論んで、政府機能や宗教機能の融合或いは両機能相互の協調または依存を生じさせるという歴史が教える認識から生まれたものである。これを国教禁止条項は禁じている。」⁽²⁹⁾

こうした修正第一条「国教禁止条項」の新しい解釈が生まれるには理由があった。本件 *Schempp* 事件に遡ること十一年前の一九五二年、連邦最高裁は公立学校の解放時間制の合憲性をめぐって争われた *Zorach* 事件の判決において「国家が宗教教育を促進したり、或いは宗教機関と協力する際に教派の要求に合わせて公的行事のスケジュールを調整することは我々の伝統にもっとも即したことになる。このことによって国家は我々国民の宗教的本性を尊び、しかも公共のサービスを国民の精神的要求に適合させ得るのである。」(*W. Douglas* 判事)⁽³⁰⁾とし、国と宗教の友好関係を展開した。かかる *Zorach* 判決は、多数者の権利が保障されたことから、国民の受け入れ易いものであった。他方、厳格分離を全面的に押し出した前記 *Engel* 判決への反響は、例えば連邦議会上下両院で憲法改正のための決議が準備されるなど前例を見ないものとなった。それはアメリカの伝統として守り育てられてきた国民多数者の権利が少数者の権利保護の下に否定されたことによる。

Schempp 判決における「中立」概念の採用は、*Clark* 判事が「修正第一条の）自由活動条項が自由に宗教活動を行う権利を否定する如何なる形での国家権力の行使をも禁じている一方で、自由活動条項は決して多数者がその信仰を實踐するために国家機関を使用してもよいと述べている訳ではない。」と語っていることからも、実質的には多数者の権利を抑制したものである。但し、「中立」という文言はその語感から受ける印象の点で、*Engel* 判決そして

Schempp 判決と二年連続で公的宗教慣行を違憲とした場合と比較して、より国民に受け入れ易いものとなったことは事実である。このことから裁判所の苦慮と工夫が窺われる。⁽³²⁾

こうして Schempp 判決は、「国教禁止条項」は国が宗教を援助することも、宗教に敵対することもない厳格な中立を命じている」とする、国の「宗教的中立」の原則を裁判所が採用する契機となったのであるが、⁽³³⁾その根拠となつたのは、ここでも憲法起草者による文書並びに彼等の意思の推定である。(推定とは憲法起草者が実際に Schempp 判決の示唆するすべての宗教に対する「中立」の文言を使用したり、或いはそれに関して言及した形跡が存しないことを意味する。) 裁判所が依拠する憲法起草者の意思は次のようである。「Madison・Jefferson として彼等に先立つ Roger Williams の見解が、連邦憲法は言うに及ばず、殆どの州憲法に取り入れられることになった。⁽³⁴⁾」「我々の社会において宗教は高い位置を保っているが、それは家庭、教会そして個々人の心と精神の不可侵の最後の拠所に依拠するという長い伝統により達成されたのである。」⁽³⁵⁾

そして Ober 判事は、当該宗教活動が相対的に軽微な修正第一条違反に過ぎないとする意見に対しては、次のような反論を加えた。「今日、零のように流れるに過ぎない中立の原則に対する侵害も、たちまちにして激しい奔流となるかもしれない。」⁽³⁶⁾ここで繰り返し Madison の「請願と抗議」から次の文言を引用して戒める。「自由に対する最初の実験に対して警告を発することが適當である。」⁽³⁷⁾

かくて、連邦最高裁が採用した修正第一条「国教禁止条項」の内容としての「中立」の原則は起草者意思を援用することに、一層の信憑性とそれから派生する正当性を帯びるようになったといえる。

三 Rehnquist 判事の見解

現連邦最高裁 Rehnquist, William H. 首席判事は一九七二年の陪席判事就任以来、原意主義、即ち裁判官が憲法解釈する際には厳格に憲法条文並びに起草者意思に依拠した推論に限るべきという立場を自らの司法哲学としている。彼によれば、起草者意思は裁判所が憲法裁判を行う際の客観的基準を提供するものであり、この基準なくして裁判官は「法の番人」としての立場から逸脱し、価値選択を含む「政策の最終決定者」に陥るというのである。裁判官には憲法に明文化された法規に忠実な解釈こそ求められているとして⁽³⁸⁾いる。

この考え方は、原意の拘束性を消極的に解し、たとえ明文根拠を欠いても基本的価値については積極的に保護する判決を下した一九六〇年代の連邦最高裁の姿勢（通称 Warren コート）とは対極の関係にあるといえる。

Rehnquist 判事によれば、こうした判決は裁判官個人の価値判断が憲法に優先することになり、これは憲法条文並びに起草者の意思が人民の声を具現しているというアメリカ合衆国憲法制定の基本原則を犯すことを意味していた。⁽³⁹⁾

Rehnquist 判事は修正第一条「国教禁止条項」との関わりの中で次のように語っている。「国教禁止条項の真の意味は、その歴史の中にのみ求められるべきである。その起草者は今日を規定する原則を記している。起草者の意、か
らのいかなる離反もそうした憲章の永続性を挫き、同時に同条項に関する事件を混乱させる無原則な判決へと至ら
めるだけである。」⁽⁴⁰⁾

既述したように、修正条項を含む合衆国憲法は連邦の権限を定め、その限界を課したものであった。そして州の留

アメリカ合衆国における政教関係と憲法起草者の意思（佐藤）

保権限を規定した修正第十条は、その採択時の合衆国と州の関係についての根本構想を明らかにしたものであり、これにより合衆国に対して明示的に委任されない権限は州に帰属するものと解された。

しかしながら、特に連邦の権限は修正第十四条制定以降、拡大の一途を辿る。連邦最高裁自身、人権規定の州への適用等により連邦の権限を広く解釈し、他方、州の行為には様々な制限を課してきた。

これに対し Rehnquist 判事は、連邦議会による州への最低賃金の支払い命令を違憲とした *Usery* 事件（一九七六年）の判決の中で修正第十条の存在意義の再考を促すと共に、遵守すべき起草者意思として、連邦議会の干渉が及ばない「分離と独立」を享受する州の権限保障⁽⁴¹⁾、並びに連邦議会の権限に一定の制約を課す州主権の存在とを強調している。⁽⁴²⁾（多数意見）

確かに Rehnquist 判事の州主権論は後の判決を拘束する原則として確立されるまでには至らなかった。しかし後述するように、最近になって、連邦最高裁は再び州への干渉に対しては消極的姿勢を示すようになっており、*Usery* 判決における Rehnquist 判事の見解は様々な形で後の憲法解釈に影響を与えている。

また、Rehnquist 判事は翌年（一九七七年）、修正第十四条を含む「内乱に伴う修正条項（Civil War Amendments）」について次のように述べている。（少数意見）「Civil War Amendments は、連邦政府と州政府間の力の均衡に変化を与えたことは事実としても、それは特定の事柄に限定されており、「フィラデルフィアの原意」に影響を及ぼすような極端な解釈を許すものではない。」（*Trimble* 判決）⁽⁴³⁾

そして、「フィラデルフィアの原意」に忠実であることを強調する Rehnquist 判事は、修正第十四条が連邦の権利章典を編入し、それをそのまま州に適用しようとする編入理論について、「憲法を曲解する不可解な操作」として批

判する。⁽⁴⁴⁾

このことから、原意主義を信奉する Rehnquist 判事の哲学をもってすれば、修正第一条に関する彼の見解と、前述の Everson 判決（修正第一条の国教禁止条項を初めて州に適用）で示された編入理論に基づいた Baker 並びに Rutledge 判事のそれとは、必然的対立関係にあったといえる。

修正第一条の解釈に際して、Rehnquist 判事が問題とするのは以下のものである。

第一に、修正第一条は採択された時と同様に連邦権限の制限を目的として制定されたものである。従って、各州は依然として各々の州憲法に適用するように宗教問題の処理を任されていること。次に、修正第一条は各州代表により構成された憲法制定会議によって起草されたものである。よってこの場合の「起草者意思」とは同条文の審議過程における構成員の意思から求められるべきである。このことから、修正第一条の制定目的とヴァージニア州の信教自由法制定の目的とを同一のものとして扱い、しかも専らヴァージニア州民向けの Jefferson・Madison の文書を、機械的そして盲目的に修正第一条の起草者意思として援用するといった史的認識は誤りであり、それは修正第一条制定に至る歴史の文脈を歪曲している。⁽⁴⁵⁾

四 起草者意思援用の意義と問題

連邦最高裁 W. Burger 判事は一九八三年の判決文（多数意見）の中で次のように述べている。「歴史は、国教禁止条項について起草者達が如何なる意図をもって制定したか、またどのようにこの条項が適用されるべきかといった疑

アメリカ合衆国における政教関係と憲法起草者の意思（佐藤）

間に答えてくれる。歴史こそが国教禁止条項の意味するものについての証拠を提供してくれる。」⁽⁴⁶⁾

こうした裁判所の見解を待つまでもなく、「国教禁止条項」の解釈に当たっては条文の文言に意味や内容を与える歴史的要因の把握が肝要であることは言うまでもない。特に、実用性を重んじ、国家の政策が理論よりも実態に即して決定される傾向の強いアメリカでは同条項の成立に至る史的考察は条文理解のための必須条件となる。

しかしながら同時に、同条項の起源や起草者に関する史的認識は、時として解釈者自身の価値観移入の危険を孕んでいることも否定できない。即ち、国教禁止条項の簡潔ではあるが抽象的表現は、その意味の定義を現実の問題をめぐる裁判所の判断に委ねることになるが、この場合、裁判所は正当性の根拠となる十八世紀の起草者意思を、起草者の予知しなかった二十世紀の事例に適用しなければならないという困難に直面することになる。

こうした適用は、裁判所自身に先入観に支配された推測の余地を与えることになる。特に宗教が関係する規範内容の解釈においては個々人の宗教的感情や信条の影響を受け易いことから、起草者意思や歴史の認識についても同様に価値判断が入り込む可能性も否定できないのである。

加えて、文化的多元主義の台頭が示しているように、二十世紀に入りアメリカは宗教多様化の時代を迎えたが、こうした社会環境の変化はRehnquist判事をも起草者意思についての修整を余儀なくさせている。

Rehnquist判事は、公立学校始業時の黙禱についての法適合性が争われたJaffee判決(一九八五年)において、「国教禁止条項」制定の背景や経緯、更には十八、十九世紀における連邦政府と宗教の密接な相互関係等についての彼自身の見解を開陳しながら次のように結論した。「『国教禁止条項』は宗教と非宗教との中立を命じるものではない。また同条項は国教の樹立を禁じること、或いは特定の分派(religious sect)を特別に優遇することを禁じること以上

に広義に解釈されてはならない。」⁽⁴⁷⁾

こうした Rehnquist 判事の認識さえ、厳密に言えば起草者意思の修整である。即ち、キリスト教的世界観を国家建設の究極の根拠に据えたアメリカではキリスト教（プロテスタント）は国民のアイデンティティーの基底を形成する重要な役割を期待されていた。よって、起草者はあらゆる宗教に対する政府の中立に関心を抱いたのではなく、単に、当時アメリカ独特の風土の中で多様性が拡大していったキリスト教諸教派（デノミネーション＝denomination）間の中立実現に心を砕いていたと考えるのが自然であろう。

Madison が大統領時に任命した J. Story 連邦最高裁判事は、一八六八年の著書の中で「憲法制定時、キリスト教は個人の思想信条の自由を犯さない限りにおいて、国から奨励されることを当然のこととする考え方が一般的であった。：仮にすべての宗教に対して同等の扱いを施そうと試みたならば全国的規模で強い非難を受けたに違いない。」⁽⁴⁸⁾と、当時のキリスト教とアメリカ国民との特別な関係を記しているのである。

修正第一条制定から二百年余の間に生じた社会的文化的変化は、無意識のうちに「国教禁止条項」の背景となつている歴史の修整を人々に認めさせている。従つて、修整の必要程度によつては幾様もの解釈が生まれることになる。そのため W. Brennan 連邦最高裁判事のように、起草者意思を確認するための記録が曖昧であること。よって、自らの主義主張を正当化するために修整され易いことを理由として起草者意思への依存を消極的に解そうとする意見もある。⁽⁴⁹⁾

しかし、その後 Brennan 判事自身、宗教的に使用される教会財産の免税の合憲性が争われた *Walz* 判決（一九七〇年）において、「裁判所の判決は歴史と調和し、また起草者意思が忠実に反映されたものでなければならぬ。」⁽⁵⁰⁾

と述べていることから明らかなように、決して起草者意思の援用を否定している訳ではない。

修正第一条が制定された意味を起草者意思からどのように理解するかは、今なお重要な課題であり、同時に多くの困難を抱えている。しかしながら、それが放擲されることはありそうもない。何故ならば、起草者への帰属は多様な宗教や民族によつて構成されているこの国の存立基盤である「法の支配」という建国以来貫かれてきた大原則、並びにそれを象徴するアメリカ合衆国憲法への忠誠を意味しているからである。

五 むすび

政治体制の性格を理解しようとするならば、その国の建国の精神に戻るべきであるという格言がある。歴史上一つの政治体制しか経験せず、現行体制が建国時から継続しているアメリカにとつて、かかるアプローチは他国とは比較できない実効性を有しているといえる。起草者が意図した憲法の本来の意味を第一の拠所とする原意主義は、こうしたアメリカの特殊事情から時代を越えて普遍的影響力を保ち続けているのである。そうした例を一九九〇年に連邦最高裁が下したの *Lee* 判決に認めることができる。⁽⁵¹⁾ 宗教的儀式としての幻覚剤(ペヨテ)使用について連邦最高裁は、州最高裁の修正第一条「自由活動条項」により保障されるべき権利であるとの決定を破棄すると共に、合わせて宗教活動に対する州政府の裁量を大幅に認める判断を示した。

本論でも述べたように、修正第一条の「自由活動条項」について連邦最高裁は、これまで修正第十四条の「デュー・プロセス条項」の保障する「自由」概念の拡大解釈により、その内容の州への適用を積極的に図ってきた。爾

来、それを前提として幾多の判例が集積されてきたのである。その意味からも、この Smith 判決は連邦最高裁が司法的發展過程の中で確立してきた理論の変更を示唆したものと見てよい。

修正第一条の適用を連邦政府のみに制限した起草者の意思が再び注目されているのである。

注

- (1) *Everson v. Board of Education of Ewing Township*, 330 U.S.1 (1947) at 34.
- (2) AMENDMENT I “Congress shall make no law respecting an establishment of religion, or prohibiting the free exercise thereof.” 連邦議会は、国教を定めることに関する法律、或いは自由な宗教活動を禁止する法律を制定してはならない。」連邦憲法修正第一条のいわゆる宗教条項 (Religion Clauses) は同条の前半部分「国教禁止条項」と後半部分「自由活動条項」により構成されている。
- (3) *Ibid.*, at 16.
- (4) *Howard, Dick A.E.: The Wall of Separation: The Supreme Court as Uncertain Stonemason* (Wood, James E. Jr. ed.: Religion and State, Baylor Univ. P., 1985, p.101).
- (5) 330 U.S.1 at 18.
- (6) Jefferson の書簡 (一八〇二年一月一日)
… 宗教は、唯一人間と神との間のみ存する事柄であること。人間は自らの信仰や礼拝については、他の何人に対しても責任を負うものではないこと。政府の立法権は行為のみに及び、個人の見解までには及ばないことを皆様と共に確信するものであります。『連邦議会は、国教を定めることに関する法律、或いは自由な宗教活動を禁止する法律を制定してはならない』と宣言したアメリカ人の行動が、かようにして教会と国家との間にある分離の壁を築いたことを、私は至高の敬意を払いつつ熟考してみたいと思ふ。…』
- (7) *Reynolds v. United States*, 98 U.S.145 (1878) at 164.

アメリカ合衆国における政教関係と憲法起草者の意思(佐藤)

アメリカ合衆国における政教関係と憲法起草者の意思(佐藤)

四八

- (8) Jefferson が憲法制定会議及び修正憲法制定会議に出席していないことを理由として「起草者意思とは見做し得ず」とする見解もある。例え¹⁴⁾ Cord, Robert L.: Separation of Church and State—Historical Fact and Current Fiction-, Baker Book House, 1988.
 - (9) Barron v. City of Baltimore 7 Peter 243 (1833)
 - (10) Brayce, James: The American Commonwealth, Vol. III, pp 465—466, Macmillan and Co., 1888.
 - (11) Cantwell v. Connecticut, 310 U.S.2967 (1940) at 303
 - (12) O'Neill, James M.: Religion and Education under the Constitution, 1949.
 - (13) Corwin, Edward S.: Constitution of Powers in a Secular State, 1951.
 - (14) 330 U.S. 1 at 13. 本件 Everson 判決以降、七〇年代にかけて、「厳格分離」が政教分離関連判決の主流となるが、その原因として、民主党政権の下でリベラルな思想を持った連邦最高裁判事が多数任命されたことが挙げられる。ここでは、その代表的存在であった Black, Hugo L. の思想的背景について付言したい。同判事は Everson 翌年の McCollum 判決(公立学校における宗教授業の免除時間制の違憲判決)において「国教禁止条項」の内容を Jefferson の「分離の壁」によって代替させている。
- 一八八六年アラバマ州のクレイ郡に生まれた Black は、自らの生涯を記した自伝の中で述べているように、幼年期から少年期の思ひ出の殆どをバプティスト教会 (Primitive Baptist Church) における日曜学校及び同教会の課外活動に当てている。(Black, Hugo L. Str. and Black, Elizabeth, Mr. Justice Black and Mrs. Black: The Memores of Hugo L. Black and Elizabeth Black, 1986, cited in Perry, Barbara A.: Justice Hugo Black and the "Wall of Separation Between Church and State", Journal of Church & State, vol.31, no 1, 1989, p.56.) バプティストとしての敬虔な信仰が彼の精神並びに思想形成に大いなる影響を与えたことは確かであろう。事実、神の恵みの普遍性及び人間の自由意志に基づく自覚的な信仰告白と良心の自由を説く同教会の薫育の効果は、後に Black 判事が語る「宗教的信仰というものは教会、社会或いは政治の拘束を受けない全く私的領域 (private realm) とすべきものである。」(Black, Hugo, Jr., My Father: A Remembrance, 1975, cited in Ibid, p.58.) に的確に顕現されていたといえる。若年期におけるやうした宗教的経験が要因となり、Black 判事が「全能の神は、人の心を、自由なものとして、創りたもうた」(ヴァージニア信教自由法)とする Jefferson の哲学に対し、特別の親近感を覚えていたことに

ついでには想像に難くない。一つの見方として、そのことがBlack判事をしていわゆるJefferson流に政教分離を概念化し、Jeffersonの語った「教会と国家の間にある分離の壁」に、宗教に対する自らの姿勢との一致点或いは連帯感といったものを見出しついでとも考えられる。

尚、F. Roosevelt政権下で厳格分離主義が高揚した社会的・政治的背景については、佐藤圭一「アメリカにおける政教分離原則の史的展開―絶対分離主義の史的根拠への疑問―」『比較憲法学研究第三号』（比較憲法学会）で詳述してある。

- (15) *Ibid.*, at 8. (強調…引用者)
- (16) *Ibid.*, at 34.
- (17) *Ibid.*, at 40.
- (18) *McGowan v. Maryland*, 366 U.S.420. *Two Guys from Harrison-Allentown, Inc. v. McGinley*, 366 U.S.582 (以上二件は国教禁止条項違反が争点) *Braunfeld v. Brown*, 366 U.S.599. *Gallagher v. Crown Koshher Super-Market of Mass, Inc.*, 366 U.S.617. (以上二件は自由活動条項違反が争点)
- (17) 366 U.S.420. at 444-445.
- (20) *Ibid.*, at 441-442.
- (21) *Ibid.*, at 438.
- (22) *Engel v. Vitale*, 370 U.S.421 (1962) at 430-432. (強調…引用者)
- (23) *Ibid.*, at 425-426
- (24) *Ibid.*, at 427.
- (25) *Ibid.*, at 429-430.
- (26) *Ibid.*, at 436.
- (27) *Abington Township School District v. Schempp*, 374 U.S.203 (1963) at 231.
- (28) *Ibid.*, at 213. (括弧…引用者)
- (29) *Ibid.*, at 222.
- (30) *Zorach v. Clauson*, 343 U.S.306 (1952) at 313-314.

アメリカ合衆国における政教関係と憲法起草者の意思(佐藤)

- (31) 373 U.S.203 at 225-226. (括弧…引用者)
- (32) 「国の『宗教的中立』の原則」については、その概念が多義に亘り、かつ曖昧であることから識者から多くの批判を受けている。例えば、Dubuque Theological Seminary 大学 (アメリカ) の Healey, Robert 教授は同原則を「明確な定義を避けるため意図的に使用されている」として、政教分離に関わる問題解決には何ら回答を供しないと述べている。その例として同教授は、Schempp 判決にも言及し、中立という概念が公立学校での宗教的行為の正否を決定する機能を有していないと記述している。Healey, Robert M.: Thomas Jefferson's "Wall": Absolute or Serpentine? (Weber, Paul, ed.: Equal Separation, Greenwood P., 1990) pp.134-7, p.144.
- (33) 「中立」を查へるものとして、Clark 判事は次のような「目安」(test) を提示した。「立法の目的、並びに主要な効果は何か。仮にその何れかが宗教を助成したり、或いは抑圧するものであったならば、その時この立法行為は憲法により限界を画された立法範囲を越えることになる。それは次のことを意味する。国教禁止条項の非を受けないためには、世俗的立法目的と宗教を助成も抑圧もしない主要効果がなければならない。(373 U.S.203 at 222.) 更に一九七〇年の Walz 事件 (宗教目的に用いられる財産を免税とする市税制の合憲性) ではインタンゲルメント (entanglement) test が加えられる。(Walz v. Tax Commission of the City of New York 397 U.S.664) そして翌年のレモン判決 (教会系初等中学校の世俗的科目についての教材費及び人件費を公金から学校側へ償還することを定めた州法の合憲性) でこれら三つの test は、国の厳格中立を審査する「目的・効果」基準 (別名レモン・テスト) として以降の「国教禁止条項」に関する諸事件で適用されることになる。(Lemon v. Kurtzman 403 v. 602)
- 加えて、最近の動向として一九八四年の Lynch 判決 (市当局がクリスマス期間中、私有地の公園にキリスト生誕像を展示することの合憲性) では S. O'Connor 連邦最高裁判事がレモン・テストの修正を示唆した。(Lynch v. Donnelly 465 U.S.668) 同判事は「この判決の中で (同意意見) 修正第一条の目的を「政治共同体における市民の平等な地位 (the equal standing of citizens) を保護することにある」(at 668, 687-688) と再定義し、「国の行為の目的と効果が、宗教の支持・是認 (endorsement) するにすぎないことは違憲である」と言う。それは「国による是認は信者でない者に対して、彼等はアウトサイダーであり、政治共同体 (political community) の有資格者ではない」というメッセージを送ることになる。同じく、信者に対しては政治共同体の有資格者であるというメッセージを送ることになる」(at 688) からであるとしている。

しかしながら、当該エンドスメント (endorsement) test には問題がある。例えば、「国による是認のメッセージは合理的観察者 (reasonable observer) による判断を仰ぐことになっている」(at 688) が、宗教問題に対する「合理的」判断とは何か。また果たしてそれを期待し得るものか。仮に、エンドスメント test が政治共同体で冷遇されている宗教的少数者を護ることにあるならば、少数者側からの観察者が適任であろう。しかしながら、宗教的多数者が観察者の場合、少数者への「合理的」或いは「客観的」判断は可能であろうか。結局は、多数者側の観察者の判断には、宗教的多数者の意思が反映されることになるのではないかとはいったような疑義が生じる可能性を否定できない。

- (34) 373 U.S. 203 at 214.
- (35) *Ibid.* at 226.
- (36) *Ibid.* at 225.
- (37) *Ibid.*
- (38) Rehnquist, William H.: The Notion of a Living Constitution, 54 *Tex. L. Rev.* (1976) pp.698-699.
- (39) Buckley v. Valeo, 424 U.S.1 (1976) at 699.
- (40) Wallace v. Jaffree, 105 S. Ct. 2479 (1985) at 2520. (強調…引用者)
- (41) National League of Cities v. Usery, 426 U.S. 833 (1976) at 846.
- (42) *Ibid.*, at 857.
- (43) Trimble v. Gordon 430 U.S.762 (1977) at 778.
Rehnquist 判事の有名な「修正第十四条は『自由の言論の自由 (Freedom of speech)』だけが、州に適用されるべきである」(424 U.S.1 at 291).
- (44) Carter v. Kentucky 450 U.S.288 (1981)
- (45) 105 S. Ct. 2479, at 2512.
- (46) Marsh v. Chambers, 463 U.S.783 (1983) at 790. (強調…引用者)
- (47) 105 S. Ct. 2479, at 2512.
- (48) Story, Joseph: Commentaries on the Constitution of the United States, 3: 726, section 1868.

アメリカ合衆国における政教関係と憲法起草者の意思(佐藤)

アメリカ合衆国における政教関係と憲法起草者の意思(佐藤)

五二

- (49) 374 U.S. 203 (1963) at 237-238
- (50) *Walz v. Tax Commission of the City of New York*, 397 U.S. 664 (1970) at 680 (強調…引用者)
- (51) Employment Division, Department of Human Resources of Oregon, et al., v. Alfred L. Smith et al (1990)